第１表―３　スポット市場取引情報（先渡約定分）
電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月　日分

年月日	時間帯	事業者名	入札区域	約定量

備考　１　時間帯の欄には、先渡市場において約定が生じた30分単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。
　　２　約定量の欄には、買い約定量は正の値を、売り約定量は負の値を記載すること。
　　３　同一事業者の入札であつても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
　　４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ３とすること。

第２表　一時間前市場取引情報
電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月　日分

時間帯	入札地域	事業者名	約定量	
			買い	売り

備考　１　事業者ごとに記載すること。また、同一事業者の入札であつても入札地域が異なる場合には、別々に記載すること。
　　２　時間帯の欄には、一時間前市場において約定結果が生じた30分単位のコマを全て記載すること。
　　３　約定量の欄には、30分単位のコマごとに、取引開始時から取引終了時までの事業者ごとにの総約定量を記載すること。
　　４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ３とすること。

第３表　先渡市場取引情報
電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月　日分

時間帯	商品名	事業者名	入札区域	入札区分	入札価格	入札量	約定価格	約定量

備考　１　時間帯の欄には、先渡市場において約定結果が生じた30分単位のコマを全て記載すること。
　　２　入札区域の欄には、事業者が入札を行う供給区域を記載すること。なお、供給区域は一般送配電事業者による供給区域を基準とする。
　　３　同一事業者の入札であつても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
　　４　入札区分の欄には、買い入札の場合には「買」、売り入札の場合には「売」と記載すること。
　　５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ３とすること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（定期報告）

２　みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者をいう。）は、同法附則第十六条第一項の義務を負う間、翌々月末日までに、附則様式のみなし小売電気事業者報を電力・ガス取引監視等委員会に提出しなければならない。

附則様式（附則第２条関係）

特定小売供給約款の契約状況　　年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月分　　みなし小売電気事業者名＿＿＿＿＿＿

１．新規契約及び解約件数

変更内容		件数
新規契約	再点	
	新設	
解約	廃止	
	撤去	